

看護師等出向支援事業(案)

現状

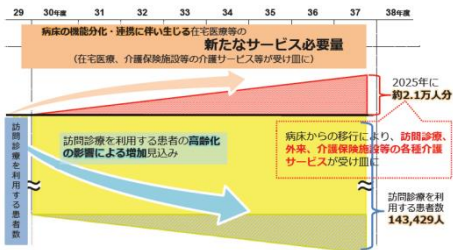
(1)平成30年3月改定の東京都保健医療計画に基づき、2025年に向け、在宅医療等の需要は「高齢化の進展」や「地域医療構想による病床の機能分化・連携」により増加する見込み

(2)病院における早期退院、在宅支援の強化が重要となる中、退院支援職員を配置している病院は4割程度

266/650病院程度(都内全病院)
(厚生労働省 平成26年医療施設調査)

(3)法人内や地域の訪問看護ステーションに研修・派遣・出向等の形で人材交流を実施している病院は2割程度

92/485病院(調査回答病院)
(平成29年度都内病院看護部実態調査)



課題 地域包括ケアシステムを構築するために必要な在宅療養を支える人材の一層の育成・確保が必要

病院看護職員が実践的な入退院支援能力を身に付けるための支援を実施

事業目的

地域の訪問看護等の体験を通し、病院看護職員の入退院支援能力の向上を図ることで、病院における在宅復帰支援機能の強化を図る。

期待される効果

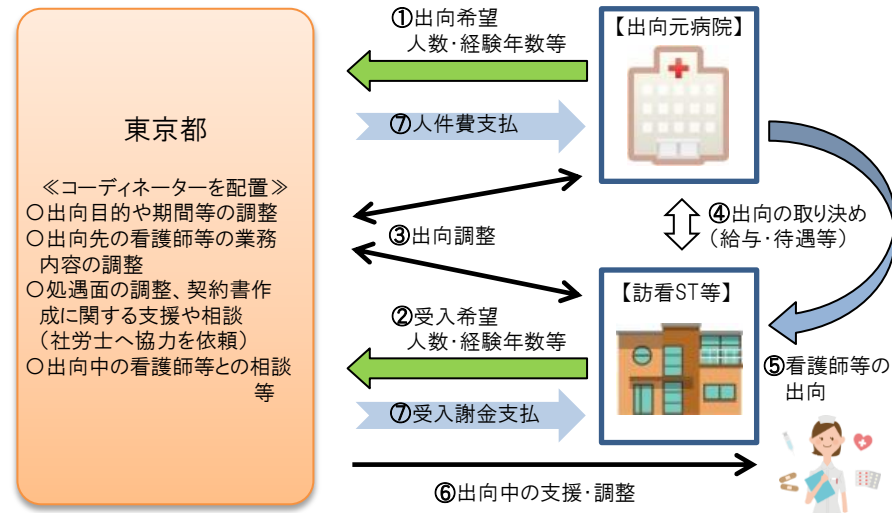
病院	<ul style="list-style-type: none"> ○患者に合ったケアを行うための病院と訪看との役割を認識 ○院内における入退院支援システムの課題の改善 ○看護師の入退院支援体制の改善
病院看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ○出向者が実践を通じ、在宅療養が可能な患者像を認識 ○在宅療養で患者を支えるサービスや他職種への理解促進 ○病院看護師としての役割を認識

対象となる看護師像

看護部(病棟)の中核となりうる、主任程度の経験を積んだ看護職員。出向終了後は、他職員への入退院支援関連業務のアドバイザーとしての役割を担う。
(例)「病棟における入退院支援のリーダーに任命」
「退院調整部門への配置」「退院支援職員に任命」等

事業概要

コーディネーターを配置し、病院と訪問看護ステーション等間の業務内容や処遇面等の調整を行うことで、病院看護職員による近隣地域の訪問看護ステーション等への在籍出向を支援する。



出向者は出向元・出向先と二重の労働契約を締結する。
出向期間中の労働条件等の取扱は、以下のように整理して実施。

項目	出向元	出向先
賃金・賞与	出向元と出向先の取り決めによる(原則出向元)	
労働時間、休憩、休日		○
休暇	出向元で発生した年休は出向先で取得可	
労災保険		○
雇用保険	主たる報酬の支払元	
健康保険・厚生年金保険	報酬の直接支払元	
就業規則	取り決めでそれぞれの適用範囲を決定	